

## 改正要旨

### ○工損調査業務共通仕様書関係

1. 国土交通省中国地方整備局の工損調査業務共通仕様書の写真撮影の扱いに合わせる  
こと等による改正

第2章 工損調査等の基本的処理方法建物等の調査

① (支給材料等) 第9条の「支給材料等」の表現を「貸与品等」に改正 (1-5-3)

第3章 工損の調査

① (写真撮影) 第20条 一の撮影の記載、「カラーフィルム又は改ざん防止メディア  
を使用」を「カラーにより撮影」に改正 (1-5-7)

② (事前調査書及び図面) 第23条 六の写真ファイルの記載、「カラーサービス判で  
プリント」を「カラー印刷」に改正 (1-5-8)

様式1～4の表題:「支給材料」の表現を「貸与品等」に改正 (1-5-12～1-5-15)

(案1)

改正 (案)		現行	
工損調査業務共通仕様書		工損調査業務共通仕様書	
<p>第1条～第8条 [略]</p> <p>(貸与品等)</p> <p>第9条 受注者は、工損調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を<u>貸与品等</u>として使用する場合には、発注者から貸与を受けるものとする。</p> <p>2 建物の登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>3 <u>貸与品等</u>の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、<u>貸与品等</u>の引き渡しは、<u>貸与品等</u>引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>4 受注者は、前項の<u>貸与品等</u>を受領したときは、<u>貸与品等</u>受領書（様式第2号）を監督職員に提出するものとする。</p> <p>5 受注者は、工損調査等が完了したときは、完了の日から3日以内に<u>貸与品等</u>を返納するとともに<u>貸与品等</u>精算書（様式第3号）及び<u>貸与品等</u>返納書（様式第4号）を監督職員に提出するものとする。</p> <p>第10条～第19条 [略]</p> <p>(写真撮影)</p> <p>第20条 前条に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の各号により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。</p> <p>一 <u>カラーにより撮影する。</u></p> <p>二 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。</p> <p>(1) 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名</p> <p>(2) 損傷名及び損傷の程度（計測）</p> <p>(3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</p> <p>第21条～第22条 [略]</p> <p>(事前調査書及び図面)</p> <p>第23条 受注者は、前条の事前調査書及び図面を次の各号により作成するものとする。</p> <p>一 } [略]</p> <p>・ } [略]</p> <p>五 }</p> <p>六 <u>写真は、撮影したものをカラー印刷し、様式第8号に所定の記載を行ったうえでファイ</u></p>	<p>第1条～第8条 [略]</p> <p>(支給材料等)</p> <p>第9条 受注者は、工損調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を<u>支給材料</u>として使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。</p> <p>2 建物の登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>3 <u>支給材料</u>の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、<u>支給材料</u>の引き渡しは、<u>支給材料</u>引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>4 受注者は、前項の<u>支給材料</u>を受領したときは、<u>支給材料</u>受領書（様式第2号）を監督職員に提出するものとする。</p> <p>5 受注者は、工損調査等が完了したときは、完了の日から3日以内に<u>支給材料</u>を返納するとともに<u>支給材料</u>精算書（様式第3号）及び<u>支給材料</u>返納書（様式第4号）を監督職員に提出するものとする。</p> <p>第10条～第19条 [略]</p> <p>(写真撮影)</p> <p>第20条 前条に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の各号により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。</p> <p>一 <u>カラーフィルム又は改ざん防止メディアを使用する。</u></p> <p>二 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。</p> <p>(1) 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名</p> <p>(2) 損傷名及び損傷の程度（計測）</p> <p>(3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</p> <p>第21条～第22条 [略]</p> <p>(事前調査書及び図面)</p> <p>第23条 受注者は、前条の事前調査書及び図面を次の各号により作成するものとする。</p> <p>一 } [略]</p> <p>・ } [略]</p> <p>五 }</p> <p>六 <u>写真は、撮影したものをカラーサービス判でプリントし、様式第8号に所定の記載を行ったうえでファイ</u></p>		
<p>第24条～第40条 [略]</p>	<p>第24条～第40条 [略]</p>		